

**ClassNK**

一般財団法人 日本海事協会  
NIPPON KAIJI KYOKAI

# 再生可能エネルギーに係る 技術サービス

## 改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2022.07.01	—	新規制定
1	2022.10.01	全般	1) 名称を「環境・再生可能エネルギーに係る技術サービス」に変更。 2) 1.1 項の対象業務を修正。 3) 2.1 項の対象業務を修正。 4) 4.1 項の対象業務を修正。 5) 7.1 項の対象業務を修正。
2	2024.04.01	全般	名称を「再生可能エネルギーに係る技術サービス」に変更。

## 目次

<b>1. 適用</b> .....	3
1.1 一般 .....	3
<b>2. 用語の定義</b> .....	3
2.1 一般 .....	3
<b>3. 一般</b> .....	3
3.1 言語と単位 .....	3
3.2 情報の提供 .....	3
3.3 依頼者からの文書提出 .....	3
<b>4. 業務提供の条件</b> .....	3
4.1 一般 .....	3
4.2 機密保持 .....	4
4.3 解釈 .....	4
<b>5. 責任</b> .....	4
5.1 責任 .....	4
5.2 補償 .....	4
5.3 補償請求 .....	5
<b>6. 準拠法及び合意管轄等</b> .....	5
6.1 準拠法及び合意管轄等 .....	5
<b>7. 業務の実施</b> .....	5
7.1 一般 .....	5
7.2 申込 .....	5
7.3 業務の実施 .....	5
7.4 納品物等 .....	5

## 1. 適用

### 1.1 一般

- 1. 本要領は、一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という。）が行う再生可能エネルギーに係る技術サービス（以下、「業務」という。）について規定する。
- 2. 本会が実施する再生可能エネルギーに係る技術サービス業務は、7.1 項に規定する。

## 2. 用語の定義

### 2.1 一般

- 1. 本要領で用いる主な用語及び定義は、次による。
  - (1) 「依頼者」とは、再生可能エネルギーに係る技術サービスを申込み者をいう。
  - (2) 「鑑定」とは、事実の確認、調査の他に本会の技術的判断を必要とする業務をいう。
  - (3) 「証明」とは、国際規格や各国が定める技術基準等に基づき事実を確認、照合して証明する業務をいう。
  - (4) 「鑑定書」とは、鑑定業務が完了したときに、本会が発行する文書をいう。
  - (5) 「証明書」とは、証明業務が完了したときに、本会が発行する文書をいう。

## 3. 一般

### 3.1 言語と単位

- 1. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における言語は、原則として日本語とする。本会が適当と認める場合は、英語として差し支えない。その他の言語は、これを受け付けない。
- 2. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における単位は、SI 単位系を原則とする。
- 3. 本会が発行する報告書は、原則として日本語にて作成するものとする。ただし、依頼者からの要望に応じて英語にて作成する場合がある。

### 3.2 情報の提供

- 1. 依頼者は、本会による技術サービス業務の提供に関し、必要と認める十分かつ正確な情報（図書や記録等）を提供しなければならない。本会が要請する図書の提出には応じなければならない。

### 3.3 依頼者からの文書提出

- 1. 本会が要求する提出図書の提出方法は、本会が適当と認めるところによる。

## 4. 業務提供の条件

### 4.1 一般

- 1. 本項に定める条件は、再生可能エネルギーに係る技術サービス業務に係る本会が提供する一切の業務に適用し、本会がこの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。
- 2. 本会は、この業務の実施に際しては、十分な注意をはらい、かつ、専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。
- 3. この業務の提供は、次の(1)及び(2)に示す条件を前提として、本要領に従いこれを行う。

- (1) 本会が業務を行った後に発行する本業務に係る文書は、当該業務が実施された時点での業務対象の状態を示すものであること。また、当該文書に記載されている事項、範囲を超えて証明または報告するものではない。
- (2) 本業務に関連して本会が発行する文書は、本会への依頼者または正当に権限を付与された者が使用するためのものであり、それ以外の第三者の使用に供するものではない。
- 4. この業務提供の条件または本会が業務提供に関連して発行する文書のいかなる記述も、依頼者、またはその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務または過失を免責するものではなく、また第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。
- 5. この業務提供に係る手数料については、次の条件を前提としてこれを行う。
  - (1) 本会が提供する業務に関する手数料等は、本会が別途定める規定による。本会は手数料等の定めを、任意に変更する権利を有する。
  - (2) 本会が発行する業務に関する見積書は、発行時点の手数料等の規定に基づいており、手数料等が変更される、または係る工数が見積時点から大幅に変更となる場合には、再度見積書を作成し、依頼者に提示する。
  - (3) 本会の業務に関する手数料等は、業務完了後に、本会が別途定める規定に従い請求し、請求書発行日から 60 日以内に依頼者より支払われるものとする。
  - (4) 支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
  - (5) 本会は、依頼者がその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既実施部分についての手数料を、依頼者から申し受ける。

## 4.2 機密保持

- 1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書または情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。ただし、文書、情報または業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続きまたは各国政府等の公的機関から法に基づく正当な権限により要請がある場合に限ってはこれを開示する。
- 2. 前-1.項の規定に拠らず、本会は依頼者の求めに応じて機密保持契約書を締結することができる。当該契約書の内容については、別途協議の上これを定めるものとする。

## 4.3 解釈

- 1. この業務提供の条件、規則及び本会が発行する文書の効力、適用及び解釈は、本会がこれを決定する。

## 5. 責任

### 5.1 責任

- 1. 本会または本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務の提供の際の作為、不作為または過失に起因して何人かが蒙った損失、損害または費用について、いかなる責任も負わない。

### 5.2 補償

- 1. 5.1項の規定にかかわらず、依頼者の蒙った損失、損害または費用が本会または本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務に対して本会が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、または費用を補償する。

### 5.3 補償請求

-1. 5.2 項に規定する損失、損害または費用の補償請求は、当該業務が最初に提供された日から6ヵ月以内に本会宛に書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

## 6. 準拠法及び合意管轄等

### 6.1 準拠法及び合意管轄等

-1. 本要領に関する解釈は日本国の法律に準拠するものとし、本要領に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

## 7. 業務の実施

### 7.1 一般

-1. 本会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 発注者の検査等の代行
- (2) 材料、構造物、機器等の試験、検査等に係る第三者証明もしくは鑑定
- (3) 製造場所等の技術的調査及び製造工程等の技術的評価
- (4) 洋上風力発電所の建設工事に係る施工計画評価
- (5) 構造物、機器等の損傷、現状等に係る第三者証明もしくは鑑定
- (6) 設計等に係る第三者証明（AIP：Approval in Principle の発行を含む）
- (7) その他、本会が適当と認める技術サービス業務

### 7.2 申込

- 1. 依頼者は、業務の種類、範囲、期間等の依頼内容を提示して申込みものとする。また、依頼者は、業務の対象物の所有者、または所有者の同意を得た者とする。なお、依頼者は、当該申込書の提出を以って、本要領の内容に同意したものとみなされる。
- 2. 本会は、依頼者から申込書の提出があったときは、当該申込書の記載事項に不備がないことを確認の上、これを受理し、受理印を押印した申込書を依頼者へ送付する。
- 3. 業務に係る手数料については、申込の内容に応じて 4.1-5.の定めに従って作成する見積書により、本会から依頼者へ提示する。
- 4. 本会は、依頼者からの求めに応じて業務契約を締結する。なお、本会と依頼者の双方が合意する場合、申込書をもって、業務契約に代えることができる。

### 7.3 業務の実施

- 1. 本会は、業務契約もしくは申込書に記載の依頼内容に基づき業務を実施する。
- 2. 本会は、業務の実施に当たり必要があると認めた場合、依頼者の同意を得て、本会以外の者に業務の一部を委託することがある。

### 7.4 納品物等

-1. 本会は、業務契約もしくは申込書に記載の依頼内容に基づき、業務の実施の経過及び結果をまとめた報告書、または鑑定書、証明書等の納品物を作成する。

以上



SERVICE PROCEDURE

NKRE-SP-0008 / 2024年4月

**ClassNK**

再生可能エネルギーに係る技術サービス

一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2032 E-mail re@classnk.or.jp

**RE** RENEWABLE ENERGY